

一般社団法人東京青色申告会連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人東京青色申告会連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員との連携を密にし、会員及びその構成員の発展に資する事業を行う。

あわせて、申告納税制度を推進し、納税道義の高揚を図り、税務行政の円滑な執行に寄与し、社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の発展に必要な支援及び相互連携を図る事業
- (2) 会員の構成員に対する生活及び経営の発展に資する事業
- (3) 申告納税制度の推進及び青色申告制度の普及に関する事業
- (4) 税務知識の普及及び納税道義の高揚に資する事業
- (5) 税制、税法、行財政等に関する調査及び研究並びに意見の提言
- (6) 国、地方公共団体等との連絡調整及び友誼団体との連携に関する事業
- (7) 機関誌、各種図書及び広報資料等の発行
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員の資格を有する者は、東京都内に事務所を有する青色申告会とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の決議により別に定める規定に基づく入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会 費)

第7条 会員は、社員総会（以下「総会」という。）の決議により別に定める規定に基づく会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(退 会)

第8条 会員は、理事会の決議により別に定める規定に基づく退会届に理由を付して会長に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、総会の1週間前までに当該会員に対しその旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき
- (2) 当該会員が退会したとき
- (3) 当該会員が解散したとき
- (4) 当該会員が除名されたとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会費の金額の決定又はその規定
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の2週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事情がある場合は、出席した他の理事の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員の議決権は次による。

- (1) 会員の所属構成員数2,000名以下 2個
- (2) 会員の所属構成員数2,001名以上4,000名以下 3個
- (3) 会員の所属構成員数4,001名以上 4個

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

(議決権の行使等)

第18条 会員は、議決権を行使するため、その会長を出席させるものとする。

ただし、当該会長に事故あるときは、会長が指名する代理人を出席させ、議決権の行使をさせることができる。

- 2 やむを得ない理由によって総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。
- 3 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した会員のうちより、その総会において選出された議事録署名人2名以上が署名、又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 48名以上55名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうちより会長、副会長及び常任理事を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 7名以内
 - (3) 常任理事 8名以内
- 3 理事のうちより専務理事、常務理事各1名を置くことができる。
- 4 第2項の会長、副会長及び常任理事並びに前項の専務理事及び常務理事を常任役員という。
- 5 常任役員の総数は14名以内とする。ただし、専務理事又は常務理事のいずれかを置く場合は15名以内、専務理事及び常務理事のいずれも置く場合は16名以内とする。

6 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

7 第2項の副会長並びに第3項の専務理事及び常務理事をもって、法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 常任役員は、理事会の決議により理事のうちより選任する。

3 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により選定する。

4 会長は、理事会の承認を経て理事に事務局長を兼ねさせることができる。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の日常業務を執行し、事務局を統括する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の日常業務を執行し、事務局を掌理する。

6 常任理事は、本会の会務を協議し、職務を執行する。

7 業務執行理事は、理事会の決議により別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

8 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事会に対して事業の報告を求め、本会の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第20条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事、常務理事、事務局長兼任の理事には、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

3 役員には、費用を弁償することができる。費用弁償について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(名誉役員)

第27条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役（以下「名誉役員」という。）を置くことができる。

2 名誉役員は理事会の決議により会長がこれを委嘱する。

3 名誉役員は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 4 名誉役員は、無報酬とする。
- 5 名誉役員について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 会 議

(理事会)

第28条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の権限)

第29条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 常任役員を選任又は解任
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定又は解職

(理事会の招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事会を招集するには、会長は、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事に対して必要事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が議長の任に当たることができないときは、副会長が議長に当たる。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、理事会に出席した会長及び監事が署名、又は記名押印する。

(常任役員会)

第34条 本会に、常任役員会を置くことができる。

- 2 常任役員会は、常任役員をもって構成する。

(常任役員会の運営)

第35条 常任役員会は、理事会の審議事項の検討等の準備を行う。

- 2 常任役員会は、理事会で承認された事項の執行に当たり、具体的な協議を行う。
- 3 常任役員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(正副会長会議)

第36条 本会に、正副会長会議を置くことができる。

- 2 正副会長会議は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(正副会長会議の運営)

第37条 正副会長会議は、本会の業務執行に関する検討等を行う。

- 2 正副会長会議の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 委員会、部会及びその他の会議

(委員会)

第38条 本会に、事業を推進するための委員会を置くことができる。

- 2 委員会の名称、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(青年部及び女性部)

第39条 本会に、事業を推進するための青年部及び女性部を置くことができる。

- 2 青年部及び女性部の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(専務・事務局長会議)

第40条 本会に、事業を推進するための専務・事務局長会議を置くことができる。

- 2 専務・事務局長会議は、会員の専務理事及び事務局長並びに常任役員のうち理事会で選任された理事、専務理事、常務理事及び事務局長をもって構成する。
- 3 専務・事務局長会議の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(その他の会議)

第41条 本会に、事業を推進するためその他の会議を置くことができる。

- 2 その他の会議の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第42条 本会の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は会長が任免する。

4 事務局長は、理事会の決議により会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、理事会の決議により別に定める方法により、会長が管理する。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第45条 本会は剰余金の分配を行わない。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度の終了までの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、

会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くものとする。
- 4 定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 1 章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第51条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報保護)

第52条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 2 章 公 告

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第 1 3 章 雑 則

(委 任)

第54条 この定款の施行に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する、同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1

項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、定款第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の代表理事は、川口信吾とする。

4 本会の最初の業務執行理事は、九頭見義雄、青木泉、福與公秀、小澤元巳とする。